

一 事業主側

會社側ニ在テハ重役會議ノ對シテ事業ノ継続ハ目下財界不振ノ折衝到極點ニ達セリ地面解雇者將來ノ生活ニ對シテ又相當ノ給與セハルベカラズトシ懸議ノ上爭議目側ニ對シ諒情ニ交渉ニ志スルコト、ナリ下記ノ如ク解決スルニ至レリ

二 爭議目側

爭議目本部ニ在テハ加盟者ノ統制ヲ計リ、交渉方ニ付協議セルカ次記ノ如ク交渉ノ結果解決スルニ至レリ

斷クテ爭議目本部ニ在テハ当分幹部員ヲ殘留セシメ來ルニ十六日解雇手當ノ發給ト共ニ解雇式ヲ行フ予定ナリ

三 交渉状況及解決条件

(A) 本月廿一日後一時中島重役ノ出社ヲ待テ爭議目代表トシテ河部、増田外五名カ會見ニ出セル要求書ニ對スル回

答ヲホメタルカ 中島重役ヨリ

(1) 当工場ハ製品販賣ニマラズシテ注文ニヨリ製造スルコト

(2) 昨年末注文ナク送テ材料ノ購置上金融不通ナルコトアリ職工ノ賃金ニ任私ヒニ差支フルコトアリ

(3) 現状ノ儘ニテハ遂ニ法定ノ解雇手當スラ支給スルコト不能ニ至ルヤ不計状態ニ付工場閉鎖ハ已ムヲ得サルナリ云々ト詳述シ工場閉鎖ノ承認ヲホメタルニ、職工代表又財額ヲ承認シ且ニテ解雇手當支給額ヲ償問セルニ

中島專務ヨリ 前述ハ十九日ノ要求ニ對スル回答ヲ全職工カ承認セハ解雇手當ヲ發表スベシト述ベタルニヨリ

右代表又一応全員ニ認ルベク後刻ヲ約シ引揚ケタル後、増田ヨリ此状況ヲ報告セルニ満場之レヲ承認セル爲メ

(B) 今日右ニ將前記代表ハ會社ニ在テ中島專務及西村工場長ト面會見シ 職工代表ヨリ